令和８年度特別養護老人ホーム経営支援事業について

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課

目次

（１） 特別養護老人ホーム経営支援事業の概要
（２） 令和８年度の申請等スケジュール（予定）
（３） 努力・実績加算の変更点（令和７年度➡令和８年度）
（４） 特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業について
（５） 第三者評価・利用者調査について
（６） Ｑ＆Ａ
（７） 施設支援課施設運営担当からのお願い
（８） その他（問合せ先）

(１)特別養護老人ホーム経営支援事業の概要

目的

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設になることを目的とする。

対象施設

社会福祉法人が都内に設置する定員３０人以上の特別養護老人ホーム
※地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く。

欠格事由

次の（１）から（５）に該当した場合、補助金の一部又は全部を交付しない。

（１）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、これらの法に基づく命令の規定に違反したもの
（２）（１）の状況にある社会福祉法人が設置するもの
（３）老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
（４）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
（５）令和８年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの

(１)特別養護老人ホーム経営支援事業の概要

交付対象経費

※評価加算における「医療対応強化支援加算」について、本事業では廃止。新たな支援については、（４）「特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業について」をご覧下さい。

	項目	内容	基準額
①	あん摩マッサージ指圧師加算	平成１２年３月３１日以前から視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円～407,000円／月
②	小規模施設加算	経営の安定化（定員３１～６９名の施設）	441,000～939,000円／月
③	島しょ加算	経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円／年
④	町村部特別加算	経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000／年
⑤	評価加算 (努力・実績加算)	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	１ポイント当たりの単価（※） ×獲得ポイント数 ※１ポイント当たりの単価は、努力・実績加算の総額と補助対象施設の総獲得ポイント数を勘案し、東京都が決定
⑥	サービス評価・改善加算	サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価　600,000円 利用者調査　200,000円

(２)令和８年度の申請等スケジュール（予定）

施設：　　東京都：

４月		10月～12月	Ｒ８年度当初交付申請審査　及び　本申請案内 【全施設】 Ｒ８年度当初交付申請　本申請（全項目） ※紙提出（押印を要するもののみ） Ｒ８年度当初交付決定 ※Logoフォームから電子文書で決定 第１回支払
５月	【全施設】 Ｒ７年度実績報告提出		
６月	Ｒ７年度実績審査		
７月	【全施設】 Ｒ８年度当初協議提出（評価加算のみ） ※Logoフォームから電子提出	１月	【該当ある施設のみ※】 ①変更協議　→　（都）変更協議内示 ②変更交付申請　事前受付　→　（都）内容審査 ③変更交付申請　本申請　→　（都）変更交付決定 ※評価加算の単価に変更がある場合、 変更交付申請事前受付・本申請は全施設で要提出 提出方法や流れは当初協議・当初交付申請と同様 提出はLogoフォームから電子提出　※一部紙提出
８月	Ｒ８年度当初協議審査　及び 当初協議内示・当初交付申請案内 ※Logoフォームから電子文書で内示・申請案内	２月	
９月	【全施設】 Ｒ８年度当初交付申請　事前受付（全項目） ※Logoフォームから電子提出	３月	第２回支払
		４月	【全施設】 Ｒ８年度精算書提出（実績報告は翌年度） ※紙提出

支払い例

第１回支払（１２月頃）
・・・当初交付決定額の半額

第２回支払（３月頃）
・・・変更交付の有無に応じた残額

施設名	当初交付決定額	第１回支払	変更交付決定額	第２回支払	支払額合計
A特養	100万円	50万円	変更しない	50万円	100万円
B特養	100万円	50万円	110万円	60万円	110万円
C特養	100万円	50万円	90万円	40万円	90万円

(３)努力・実績加算の変更点（令和７年度➡令和８年度）

努力・実績加算

※「医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ」について、本事業では廃止。新たな支援については、（４）「特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業について」をご覧下さい。

【変更前】令和７年度

区分		項目	定員70人以上	定員69人以下
1	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置（2：1）	5	
2		外国人介護職員の活用	2	
3		介護職員の医療対応力向上	2	
4		専門的看護師の配置	3	
5		職員定着率の向上①	5	
6		職員定着率の向上②	3	
7		介護職員のメンタルケア対策の強化	5	
8		育児と仕事の両立の支援	3	
9		ボランティアコーディネーターの配置	3	
10		障害者の雇用	2	
11		介護現場のDXの促進	3	6
12		島しょにおける人材確保（職員の定着）	10	
13		島しょにおける人材確保（研修の参加）	8	
14	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	8・4 のいずれか	
15		透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6
16		医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	5・3 のいずれか	
17		社福軽減の実施	5	
18		他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2 のいずれか	10・6 のいずれか
19		施設の空き情報の適切な提供	4	
20	地域社会への貢献等	地域と連携した防災訓練の実施	5	
21		非常災害時における連携の強化	2	
22		災害時要配慮者支援体制の構築	5・2 のいずれか	
23		非常災害時等における職員派遣	3	
24		次世代への介護の魅力発信	2	4
25		講座・サロン等の開催	5・2 のいずれか	10・4 のいずれか
26	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表		-8	

【変更前】令和８年度

区分		項目	定員70人以上	定員69人以下	R7（案）
1	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置（2：1）	5		継続
2		外国人介護職員の活用	2		継続
3		介護職員の医療対応力向上	2		継続
4		専門的看護師の配置	3		継続
5		職員定着率の向上①	5		継続
6		職員定着率の向上②	3		継続
7		介護職員のメンタルケア対策の強化	5		継続
8		育児と仕事の両立の支援	3		継続
9		ボランティアコーディネーターの配置	3		継続
10		障害者の雇用	2		継続
11		介護現場のDXの促進	3	6	継続
12		島しょにおける人材確保（職員の定着）	10		継続
13		島しょにおける人材確保（研修の参加）	8		継続
14	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	8・4 のいずれか		継続
15		透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6	継続
16		医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	5・3 のいずれか		**削除**
17		社福軽減の実施	5		継続
18		他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2 のいずれか	10・6 のいずれか	継続
19		施設の空き情報の適切な提供	4		継続
20	地域社会への貢献等	地域と連携した防災訓練の実施	5		継続
21		非常災害時における連携の強化	2		継続
22		災害時要配慮者支援体制の構築	5・2 のいずれか		継続
23		非常災害時等における職員派遣	3		継続
24		次世代への介護の魅力発信	2	4	継続
25		講座・サロン等の開催	5・2 のいずれか	10・4 のいずれか	継続
26	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表		-8		継続

（４）特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業について

目的

※評価加算における「医療対応強化支援加算」 や、「努力・実績加算」の「医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ」を算定していた施設は、ぜひご活用ください。

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）において、医療的ケアが必要な要介護者の受入体制整備や受入実績に応じた支援等を行うことにより、医療的ケアへの対応促進を図ることを目的とする。

対象施設

※特別養護老人ホーム経営支援事業と同じ

社会福祉法人等が都内に設置する定員３０人以上の特別養護老人ホーム
※地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く。

交付対象経費

（１）医療対応体制整備にかかる補助

単位：千円（補助率1/2）

①看護師の配置に対する補助	補助基準額
概ね週７日２４時間勤務する看護師を配置するために要した費用	11,789
概ね週７日１２時間以上勤務する看護師を配置するために要した費用	5,894

②医師の配置に対する補助	補助基準額
配置医（非常勤を含む）の勤務時間が常勤換算方法で0.5を満たすことに要した費用	5,061

③オンコール体制の整備に対する補助	補助基準額
施設内に医師・看護職員が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制を敷くために要した費用(委託含)	1,200

（２）受入れのインセンティブ

単位：千円

医療的ケアが必要な要介護者の受入れ実績にかかる補助	補助基準額
新規で医療的ケアの必要な方を受け入れた時（１人あたり）	100

（３）スキル向上に対する支援

単位：千円

医療的ケアのスキル向上のための実習等にかかる補助	補助基準額
研修参加費用（１人あたり）	150

(５)第三者評価・利用者調査について

サービス評価・改善加算

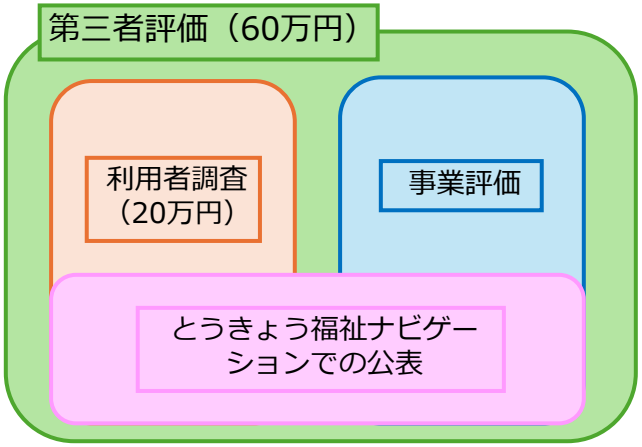
【第三者評価】福祉サービス第三者評価を活用としたサービス改善計画・状況の公表	６００，０００円
【利用者調査】利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	２００，０００円

目的

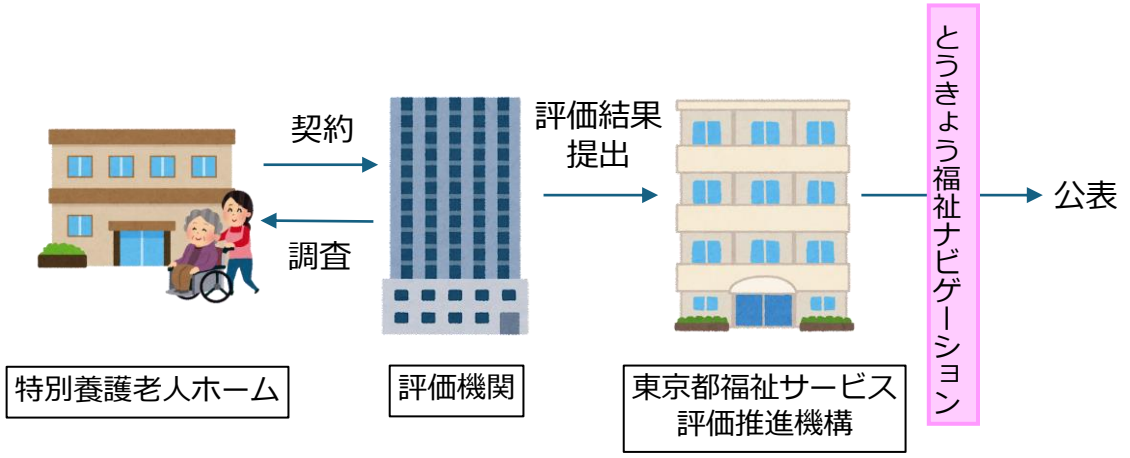
■「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするための情報提供を図る。

■福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取り組みを促進することを可能とすること。

【第三者評価と利用者調査のイメージ】



【仕組み】※第三者評価の場合



※第三者評価：利用者調査＋事業評価＋福ナビでの公表　　※利用者調査：利用者調査＋福ナビでの公表

(５)第三者評価・利用者調査について

注意事項

■　少なくとも３年に１回以上は「第三者評価」を受審し、「第三者評価」を受審しない年度においては「利用者調査」を受審すること。

	１年目	２年目	３年目	４年目	４年目の判定	６年目の努力・実績加算の減点有無
受審例①	第三者評価	利用者調査	利用者調査	第三者評価	○	減点無し
受審例②	第三者評価	第三者評価	利用者調査	利用者調査	○	減点無し
受審例③	第三者評価	利用者調査	利用者調査	利用者調査	×	減点有り（－８ポイント）
受審例④	第三者評価	第三者評価	利用者調査	未受審	×	減点有り（－８ポイント）

受審例①・②：３年に１回以上「第三者評価」を受審し、それ以外の年度は「利用者調査」を受審しているため「○」

受審例③：４年目において、**３年に１回以上「第三者評価」を受審していない**ため「×」

受審例④：４年目において、**「第三者評価」も「利用者調査」も受審していない**ため「×」

２年度の努力・実績加算において減点有り（－８ポイント）

■　受審には２～３か月程時間を要します。評価機関の負担を軽減するためにも、自施設の受審状況を正確に把握いただき、年度末ギリギリの受審を避けてください。

（６）Ｑ＆Ａ　※本資料では一部を抜粋して掲載

サービス評価・改善加算

Ｑ１．第三者評価の見積額が５０万円だったが、その場合は５０万円で計上（申請）するのか。
同様に、利用者調査の見積額が１５万円だったが、その場合は１５万円で計上（申請）するのか。

Ａ１．契約額に関わらず、第三者評価＝６０万円、利用者調査＝２０万円の定額となる。

Ｑ２．Ｑ１で生じた差額分は返還する必要があるのか。
（第三者評価の場合１０万円、利用者調査の場合５万円）

Ａ２．定額であるため、返還する必要はない。

Ｑ３．第三者評価と利用者調査の両方を実施すると８０万円の補助となるのか。

Ａ３．第三者評価の中に利用者調査が含まれているので、６０万円となる。

（６）Ｑ＆Ａ　※本資料では一部を抜粋して掲載

努力・実績加算全般

Ｑ４．当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した項目について、実績で実施をしなかった。
この場合はどうなるか。

Ａ４．実績報告において未実施の項目は、ポイントに応じた金額を返還することとなる。

Ｑ５．当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった項目について、実績で実施をした場合は、加算の対象となるか。

Ａ５．当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算を、実績報告において実施したこととしても、交付の対象（追加交付）とはならない。
実施の見込みがある場合は、必ず当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請すること。

Ｑ６．Ｑ４とＱ５のケースは相殺が可能か。（異なる項目間の実績におけるポイント相殺）

Ａ６．不可である。Ｑ４とＱ５のケースが併発した場合、Ｑ４のケースに応じて返還となる。

（６）Ｑ＆Ａ　※本資料では一部を抜粋して掲載

努力・実績加算全般

Ｑ７．オンラインで実施した研修や訓練等は、加算の対象となるか。

Ａ７．研修については、オンラインにおいても対面と同等レベルの実施が可能な場合は、
加算の対象となる。
訓練については、原則として、実地訓練に限るものとする。

Ｑ＆Ａの全体版：東京都福祉局ホームページ「東京都特別養護老人ホーム経営支援事業」
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien
↑こちらのＵＲＬからご確認ください。↑

(7)施設支援課施設運営担当からのお願い

締切の遵守

１施設の提出の遅延が、全ての施設に対する支払時期の遅延につながります。
必ず提出期限をお守りください。

交付要綱の確認

特別養護老人ホーム経営支援補助金を活用する際は、必ず交付要綱等を御確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien

↑こちらのＵＲＬからご確認ください。↑

(8)その他（問合せ先）

問合せ先

特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合せは、以下のお問合せフォームにお寄せください。

https://logoform.jp/form/tmgform/874451

※頂戴した問合せについては、メール等にて回答いたします。早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。